○経済産業省
環境省告示第三十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十三年一月二十八日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十三年二月二十二日

経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－603	ロードテック　S　B2500D	株式会社タステック	福岡県北九州市小倉北区赤坂海岸9番11号

○経済産業省
環境省告示第三十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき、富士物産株式会社から、承認事業者の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十三年二月二十二日

経済産業省
環境省

経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍

1．変更する承認事業者の住所

新

東京都中央区新川一丁目25番9号

旧

東京都中央区日本橋兜町21番7号兜町ユニ・スクエア

2．変更年月日

平成22年10月1日

○東北地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
鶴岡市上名川字東山無番から同市上名川字東山一一番六まで	前	一四・八〇～一四・八〇	五三・〇〇
	後	一四・八〇～一二六・八〇	〇・二三〇
			〇・二三〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市大手町二丁目六八番一から同市本町一丁目一八番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月二十二日

○関東地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	茅野市宮川字家下四四九〇番五地先から同市宮川字素麺畑四四五三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月二十二日

○関東地方整備局告示第四十八号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川吾妻川、久森沢川及び白砂川について、昭和六十一年三月二十四日付けで告示された建設省告示第七百四十八号を次のように改める。

平成二十三年二月二十二日

関東地方整備局長　下保　修

(一)中「字空通国有林一三三林班」を「字立馬一五五二番一三地先」に改める。
(二)中「祖登山、」を削り、「東宮及び西宮」の前に「戸倉沢、」を追加し、「空通、」を削り、「東貝瀬・貝瀬及び油郎」の前に「道木平、」を追加し、別紙図面のうち、第一号図、第二号図、第四号図及び第六号図を次のように改める。

その別紙図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局八ッ場ダム工事事務所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

（図面省略）

○九州地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百十号	大分市大字田原字一本木八四五番一から同市大字木上字台三六〇番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月二十二日

○沖縄総合事務局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
沖縄県国頭郡国頭村字宇嘉座津武原一七四番一から同村字宇嘉座津武原一六六番一まで	前	B A 一一・五〇～一二・〇八	一五〇・〇〇～二三・一九	七七四
	後	B A 一一・五〇～一二・〇八	五〇・〇〇～四五・四五	〇・六五〇
				〇・七七四
沖縄県国頭郡国頭村字謝敷猪歯原六八六番一から同村字謝敷猪歯原九〇一番一まで	前	一一・七〇～一三・四九	三三・一〇〇～三三・一〇〇	〇・五六九
	後			〇・五六九

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所